

鳥取県告示第 56 号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項に規定する医師を指定したので、鳥取県身体障害者福祉法施行細則（平成6年鳥取県規則第17号）第3条の規定により、次のとおり告示する。

平成 20 年 2 月 8 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

診療科目	診断に係る障害の範囲	氏 名	勤 務 先
眼科	視覚障害	八幡 健児	鳥取市江津 730 鳥取県立中央病院
整形外科	肢体不自由	上山 高尚	鳥取市江津 730 鳥取県立中央病院
内科、神経内科	肢体不自由	岡田 昭嗣	米子市夜見町 3043-1 おかだ内科クリニック
小児科	肢体不自由	松井 晨	倉吉市南昭和町 15 鳥取県立中部療育園
泌尿器科	じん臓機能障害、ぼうこう又は直腸機能障害	市川 孝治	鳥取市的場一丁目 1 鳥取市立病院
整形外科	肢体不自由	山下 英樹	米子市西町 36-1 鳥取大学医学部附属病院